

各科目の平易な説明

【資金収支計算書・活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書】

<収入の部>

学生生徒等納付金収入	*1	授業料・入学金・施設設備資金等。入学・在学することを条件に納付するもので、教育サービスの対価として徴収される。
手数料収入	*1	入学検定料・証明手数料等。学校が用役を提供した対価として徴収するもの。
寄付金収入	*1	学校法人が寄付金として受け取ったもの。 ・特別寄付金は用途が指定されたものを指す。 ・一般寄付金は用途の指定がないものを指す。
補助金収入	*1	国、地方公共団体及びこれに準ずる団体から交付される補助金。
付随事業・収益事業収入	*2	学校法人の付随事業(売店、放課後講習等)による収入。
受取利息・配当金収入	*1	第3号基本金引当特定資産の運用により得られた収入や、預金等の利息による収入。
雑収入		学校施設・教室貸出の使用料、退職金財団からの交付金等、上記以外の収入。

*1:事業活動収支計算書では、科目名に「収入」が付かない。 *2:事業活動収支計算書では、「付随事業収入」となる。

<支出の部>

人件費支出	*3	教職員への本俸、期末手当、私学共済掛金、雇用保険等。教員・職員に区分して計上する。
教育研究用経費支出	*3	教育・研究活動のために支出する経費。消耗品費、光熱水費、奨学費、旅費交通費等。
管理経費支出	*3	総務・財務等の管理業務、学生募集に関わる業務、食堂運営等、教育研究活動以外の経費。
借入金等利息支出	*3	借入金に対する利息分の支出。

*3:事業活動収支計算書では、科目名に「支出」が付かない。

【資金収支計算書に特有の勘定科目】

<収入の部>

資産売却収入		学校法人の所有している固定資産(土地や施設等)を売却した際に発生する収入。
借入金等収入		学校法人が外部資金を借り入れた際の収入。 返済期限が1年以上のもの(翌年度の決算日以降に到来するもの)を長期借入金収入という。
前受金収入		翌年度入学生の学生生徒納付金を前年度に収納する際に前受金として取り扱う。
その他の収入		上記以外の収入で、基本金の取崩し、当該年度に入金された前年度の未収入金、預り金、仮払金等。
資金収入調整勘定		期末未収入金及び前期末前払金。 ・期末未収入金は、本来当該年度中に入金すべきものが翌年度に入金されるものを計上する。 ・前期末前受金は、前年度以前に入金されたもののうち、当該年度分を計上する。
前年度繰越支払資金		前年度末の現預金残高と一致し、当該年度に繰り越された支払資金。

<支出の部>

借入金等返済支出		借入金に対する元本部分の返済の支出。
施設関係支出		建物等の固定資産を取得するための支出。
設備関係支出		教育研究用・管理用機器備品、図書、車両等を取得するための支出。
資産運用支出		資産の運用を目的とした金融資産を取得するための支出。
その他の支出		上記以外の支出。仮払金、立替金、預り金等の支出を含む。 貸付金支払支出は、貸付金(入学支度金)のための支出。 前期末未払金支払支出は、前期中に支払されなかった前期分の費用を当該年度に支払ったもの。
資金支出調整勘定		期末未払金及び前期末前払金 ・期末未払金は、当該年度の諸活動に係る支出のうち、支払が年度中に行われず、翌年度に行うものを計上する。 ・前期末前払金は、前年度以前に支払われた当該年度分の支出を計上する。
翌年度繰越支払資金		当該年度末の現預金残高と一致し、翌年度に繰り越される支払資金。

【事業活動収支計算書に特有の勘定科目】

現物寄付		機器備品や図書等、金銭以外の現物を受け入れる寄付を指す。
資産処分差額		施設や車両を売却した際、資産の帳簿価格よりも低い金額で売却した場合に処分差額を計上する。
徴収不能額		学生生徒納付金等、当該年度中に入金されないものについては当該年度中に未収入金としておくと、翌年度になっても入金が見込まれない場合に徴収不能額として処理する。
退職給与引当金繰入額		教職員の退職金の支払いに備え、一定の計算方法により費用として計上しておくもの。
減価償却額		時の経過により、その価値が減少していくものとして、その減少額を計上するもの。 償却方法は定額法による。
基本金組入額・取崩額		基本金とは、学校法人が教育活動の水準の維持向上のために継続的に保持する資産のこと。 組入額:取得した資産の額 取崩額:除却等により減少した資産の額
翌年度繰越収支差額		「当年度収支差額」+「前年度繰越収支差額」+「基本金取崩額」の金額。